



金 沢 市 公 報

第 2 8 5 3 号 の 2

平成27年(2015年)12月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市学校設置条例の一部を改正する条例 (教育総務課) 19
●条 例		
○金沢市パーク・アンド・ライド駐車場条例 (交通政策課) 1		○金沢市社会福祉法に基づく婦人保護施設の設 備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例 (福祉総務課) 19
○金沢市行政不服審査会条例 (文書法制課) 3		○金沢市国民健康保険条例及び金沢市介護保険 条例の一部を改正する条例 (医療保険課) 19
○金沢市空き家等の適切な管理及び活用の推進 に関する条例 (住宅政策課) 4		○金沢市における市民参画によるまちづくりの 推進に関する条例及び金沢市における土地利 用の適正化に関する条例の一部を改正する条 例 (都市計画課) 20
○金沢市行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例の一部を改正する条例 (行政経営課) 8		○金沢市地区計画等の区域内における建築物等 の制限に関する条例の一部を改正する条例 (") 24
○金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する 条例の一部を改正する条例 (人 事 課) 9		○金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を 改正する条例 (消防総務課) 26
○金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (税 務 課) 13		

条 例

金沢市パーク・アンド・ライド駐車場条例をここに公布する。

平成27年12月21日

金 沢 市 長 山 野 之 義

◎金沢市条例第52号

金沢市パーク・アンド・ライド駐車場条例

(目的及び設置)

第1条 本市は、通勤し、通学し、又は買物等のために移動する市民等の利便を図ることにより、公共交通機関の利用を促進し、もって道路交通の混雑の緩和及び環境への負荷の低減に資するため、パーク・アンド・ライド駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 東金沢駅西口パーク・アンド・ライド駐車場
- (2) 位置 金沢市三池栄町8番地

(供用時間)

第3条 駐車場の供用時間は、午前零時から午後12時までとする。

(供用の休止)

第4条 市長は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、前条の規定にか

かわらず、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(利用の対象者)

第5条 駐車場を利用することができる者は、公共交通機関を利用して、通勤し、通学し、又は買物等のために移動する者とする。

(利用することができる自動車の種類)

第6条 駐車場を利用することができる自動車の種類は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車（積載物を含め、長さが5メートル以下、高さが2.3メートル以下、幅が2メートル以下であるものに限る。）とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第7条 駐車場を月曜日から金曜日まで（休日を除く。）に利用しようとする者は、あらかじめ市長の利用の許可を受けなければならない。

2 前項の休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。

3 市長は、第1項の利用の許可の際、必要な条件を付けることができる。

(利用の許可の取消し等)

第8条 市長は、前条の規定により利用の許可を受けた者（以下「平日利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同条第1項の利用の許可を取り消し、利用を停止し、又は利用の許可の条件を変更することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 利用の申請に偽りがあったとき。

(使用料)

第9条 平日利用者は、自動車1台につき月額4,000円（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。）の使用料を市長が指定する納期までに納付しなければならない。この場合において、利用の期間に1月未満の端数の期間があるときは、その端数の期間は1月として計算する。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、当該既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

(利用の制限)

第12条 市長は、駐車場を利用しようとする自動車が次の各号のいずれかに該当するときは、利用をさせないことができる。

(1) 駐車場の施設、設備等を毀損し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。

(2) 発火性又は引火性の物品その他の危険物を積載していると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(禁止行為)

第13条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設、設備等又は駐車中の自動車を毀損し、又は汚損すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為
(損害賠償)

第14条 駐車場を利用する者は、駐車場の施設、設備等を毀損し、又は汚損したときは、市長が定める額を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 駐車場の利用に係る手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

金沢市行政不服審査会条例をここに公布する。

平成27年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第53号

金沢市行政不服審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第4項の規定に基づき、金沢市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 審査会は、委員3人以内で組織する。

- 2 委員は、法律又は行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第3条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第6条 第2条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和32年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第18号中「及び公立大学法人評価委員会委員」を「、公立大学法人評価委員会委員及び行政不服審査会委員」に改める。

金沢市空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例をここに公布する。

平成27年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第54号

金沢市空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する基本的な施策等（第9条—第20条）

第3章 金沢市空き家等管理・活用推進協議会（第21条—第24条）

第4章 雑則（第25条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、空き家等の適切な管理及び活用の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民、所有者等、事業者及び町会その他の地域団体の責務を明らかにするとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に基づく施策その他の空き家等に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、防災、防犯、衛生、景観等の地域における生活環境の保全及び空き家等を活用した地域コミュニティの活性化を図り、もって本市の魅力あるまちづくりの推進に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされて

いないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

(2) 所有者等 空き家等の所有者又は管理者をいう。

(3) 事業者 不動産業、建設業その他の空き家等の管理及び活用に関連する事業を行う者をいう。

(4) 特定空き家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいう。

（基本理念）

第3条 空き家等の適切な管理及び活用の推進は、本市の貴重な資産である金澤町家及び美しい景観の維持保全並びに安全で快適な居住環境の形成に配慮して行われなければならない。

2 空き家等の適切な管理及び活用の推進は、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地（以下「空き家等の跡地」という。）が定住の促進及び地域コミュニティの活性化のための有用な資源であることを認識して行われなければならない。

3 空き家等の適切な管理及び活用の推進は、市、市民、所有者等、事業者及び町会その他の地域団体の相互の理解と連携の下に、協働して行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、前項の規定により策定する施策に市民、所有者等及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、当該施策の実施に当たっては、市民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、空き家等の適切な管理及び活用の推進についての理解と関心を深め、空き家等の発生を防止するよう努めるとともに、本市が実施する空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（所有者等の責務）

第6条 所有者等は、基本理念にのっとり、自らが所有し、又は管理する空き家等を適切に管理し、活用するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、空き家等の適切な管理及び活用に配慮するよう努めるとともに、本市が実施する空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（町会その他の地域団体の責務）

第8条 町会その他の地域団体は、基本理念にのっとり、その地域における空き家等の状況を把握するよう努めるとともに、空き家等及び空き家等の跡地を活用し、地域コミュニティの活性化を図るよう努めるものとする。

第2章 空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する基本的な施策等

(空き家等管理・活用計画)

第9条 市長は、法第6条第1項の規定に基づき空家等に関する対策についての計画（以下「空き家等管理・活用計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、空き家等管理・活用計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 前項の規定は、空き家等管理・活用計画の変更（規則で定める軽易な変更を除く。）について準用する。

(空き家等の発生の未然防止)

第10条 市長は、空き家等の発生を未然に防止するため、建築物の所有者又は管理者に対し、建築物の保全、活用等に関する知識の普及及び啓発を行うものとする。

(空き家等の適切な管理に係る普及啓発)

第11条 市長は、空き家等の適切な管理について、所有者等の理解と関心を深めるため、その普及啓発に努めるものとする。

(空き家等の除却に係る援助)

第12条 市長は、空き家等の周辺的生活環境の保全を図るために必要があると認めるときは、所有者等が行う当該空き家等の除却に対し、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

(特定空き家等に対する措置)

第13条 市長は、特定空き家等の所有者又は管理者に対し、法第14条第1項から第3項までの規定による助言若しくは指導、勧告若しくは命令又は同条第9項の規定による代執行をすることができる。

2 市長は、法第14条第3項の規定による命令又は同条第9項の規定による代執行をしようとするときは、金沢市空き家等管理・活用推進協議会の専門部会の意見を聴かなければならない。

(応急措置)

第14条 市長は、空き家等の老朽化等による倒壊等により人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす等の危険な状態が切迫していると認めるときは、その危険な状態を回避するため、必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等から徴収することができる。

(空き家等の適切な管理に係る協力要請)

第15条 市長は、空き家等の適切な管理を推進するため必要があると認めるときは、本市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に対し、必要な協力を要請することができる。

(空き家等の活用に係る普及啓発等)

第16条 市長は、空き家等の活用を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 空き家等の活用について、市民等の理解と関心を深めるための普及啓発
- (2) 空き家等を購入しようとする者等に対する空き家等に係る情報の提供、相談、助言等
- (3) 空き家等の流通の促進、用途の変更等に関する調査研究

(4) その他空き家等の活用を推進するために必要な施策

(空き家等の活用に係る協力要請)

第17条 市長は、空き家等の活用を促進するため、空き家等について有効な活用の方策が見込まれるときは、所有者等又は事業者に対し、必要な協力を要請することができる。

(空き家等の活用に係る援助)

第18条 市長は、空き家等の活用の推進を図るために必要があると認めるときは、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。ただし、金沢市まちなかにおける定住の促進に関する条例（平成13年条例第5号）及び金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例（平成25年条例第1号）に基づき技術的又は財政的な援助をすることができるときは、この限りでない。

(町会その他の地域団体からの情報提供等)

第19条 町会その他の地域団体は、当該地域における空き家等の適切な管理及び活用を推進するため、空き家等に関する情報を市長に提供することができる。

2 市長は、前項の規定による情報の提供を受けたときは、当該地域における空き家等の適切な管理及び活用を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(空き家等活用協定)

第20条 町会その他の地域団体及び所有者等は、当該所有者等の同意があり、かつ、当該地域において活用することができる見込まれる空き家等又は空き家等の跡地があるときは、市長と協議して、当該空き家等又は空き家等の跡地の活用に関する協定（以下「空き家等活用協定」という。）を締結することができる。

2 空き家等活用協定には、対象となる空き家等又は空き家等の跡地に係る活用方針、管理方法その他必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、空き家等活用協定を締結しようとするときは、金沢市空き家等管理・活用推進協議会の専門部会の意見を聴くことができる。

4 前項の規定は、空き家等活用協定の変更について準用する。

5 市長は、空き家等活用協定を締結したときは、当該町会その他の地域団体及び所有者等に対し、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

第3章 金沢市空き家等管理・活用推進協議会

(金沢市空き家等管理・活用推進協議会)

第21条 法第7条第1項に規定する協議会として、金沢市空き家等管理・活用推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の任務)

第22条 協議会は、法に規定する事項その他の空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する事項について協議する。

(組織等)

第23条 協議会は、会長及び委員10人以内で組織する。

2 会長は市長をもって充て、委員は空き家等の適切な管理及び活用に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の

任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(専門部会)

第24条 協議会に、この条例に規定する事項及び特定空き家等に関する事項を協議するため、専門部会を置く。

- 2 専門部会は、協議会の委員のうちから会長が指名する専門委員5人以内で組織する。
- 3 専門部会に、専門部会長を置き、専門委員の互選によりこれを定める。
- 4 専門部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会を代表する。
- 5 専門部会長に事故があるときは、専門委員のうちから専門部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

第4章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第9条及び第3章の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第12条、第18条及び第20条の規定については、この条例の施行後5年を目途として、空き家等の管理及び活用の状況その他これらの規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて財政的な援助の廃止その他の必要な措置を講ずるものとする。

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第55号

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2の22の項を同表の23の項とし、同表の21の項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」を「障害者自立支援給付関係情報」に改め、同項を同表の22の項とし、同表の20の項の次に次のように加える。

21 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又	児童福祉法による障害児通所支援、障害児入所支援若しくは措置（同法第27条第1項第3号の
-------	--	---

	<p>は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>措置をいう。)に関する情報、身体障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
--	--	---

別表第3の3の項中「児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報」を「児童扶養手当関係情報」に改め、同表の4の項中「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報」を「児童扶養手当関係情報」に改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第56号

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「疾病補償年金」を「傷病補償年金」に改める。

附則第5条第1項の表を次のように改める。

<p>傷病補償年金</p>	<p>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定によ</p>	<p>0.73</p>
---------------	--	-------------

	る障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金である保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金である保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金である給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74

	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.80
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金である保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金である保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金である給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

附則第5条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）附則第5条の規定は、平成27年10月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項に規定する年金である補償（以下「年金である補償」という。）及び同条例第6条第2号に規定する休業補償（以下「休業補償」という。）並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金である補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金である補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この項において「平成24年一元化法」という。）第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。）第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1

条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号）第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合（平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第5条第1項の規定は、適用しない。

- 4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の附則第5条の規定により支給された年金である補償及び休業補償は、新条例による年金である補償及び休業補償の内払とみなす。

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第57号

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条から第10条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

- 第7条 法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）をする期間内又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項から第4項までにおいて「徴収の猶予期間の延長」という。）をする期間内における月（市長がやむを得ない事情があると認める場合にあっては、当該期間内における市長が指定する月。以下この節において同じ。）ごとに分割して納付し、又は納入させる方法とする。
- 2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。
- 3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。
- 4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の

延長を受けた者に通知しなければならない。

- 5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第8条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
 - (4) 当該猶予を受けようとする期間
 - (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
 - (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)
- 2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「政令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
 - (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
 - (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第9条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予をする期間内又は同条第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内における月ごとに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 第7条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割して納付し、又は納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第10条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予をする期間内又は同条第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内における月ごとに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

3 第7条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第8条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第8条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第8条第1項第6号に掲げる事項

(2) 第8条第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

第10条の次に次の1条を加える。

(担保を徴する必要がない場合)

第10条の2 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第18条第3項中「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「政令」という。)」を「政令」に改める。

第32条の2第7項中「寮等の所在」の次に「、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)」を加える。

第36条第2項中「納期限前5日」を「納期限」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号

第42条の3中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第43条の8第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第46条第1項第1号並びに第46条の2第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第56条第2項中「納期限前5日」を「納期限」に改め、同項ただし書中「前項第2号」を「同項第2号」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改め、同項第5号中「第1項第3号」を「前項第3号」に改める。

第72条の2第2項中「納期限前5日」を「納期限」に改め、同項第2号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第72条の3第2項中「納期限前5日」を「納期限」に改め、「身体障害者福祉法」の次に「(昭和24年法律第283号)」を加え、同項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)」に改め、同条第3項中「納期限前5日」を「納期限」に改める。

第116条の2の2第2項中「納期限前5日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第117条の7第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改め、同条第3号中「前各号」を「前2号」に改める。

第117条の21第2項中「納期限前5日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第9条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号及び第8項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第32条の2第7項の改正規定、第36条第2項の改正規定（「納期限前5日」を「納期限」に改める部分を除く。）並びに第43条の8第1項第1号、第46条第1項第1号、第46条の2第1項第1号及び第2項第1号、第56条第2項第1号、第72条の2第2項第2号、第72条の3第2項第1号、第116条の2の2第2項第1号、第117条の7第1号及び第3号並びに第117条の21第2項第1号の改正規定並びに附則第9条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号及び第8項第1号の改正規定並びに附則第3条から第8条までの規定は、同年1月1日から施行する。

（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）

第2条 改正後の金沢市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第7条、第8条及び第10条の2（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げ

る規定による改正前の地方税法（以下この条において「28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第9条及び第10条の2（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第10条及び第10条の2（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第32条の2第7項の規定は、附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）以後に行われる同項の規定による申告について適用し、一部施行日前に行われた改正前の金沢市税賦課徴収条例（以下「旧条例」という。）第32条の2第7項の規定による申告については、なお従前の例による。

2 新条例第36条第2項第1号の規定は、一部施行日以後に提出する申請書について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例第43条の8第1項第1号、第46条第1項第1号、第46条の2第1項第1号及び第2項第1号、第56条第2項第1号並びに附則第9条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号及び第8項第1号の規定は、一部施行日以後に提出する新条例第43条の8第1項、第46条の2第1項及び附則第9条の3各項に規定する申告書、新条例第46条第1項及び第46条の2第2項に規定する申出書又は新条例第56条第2項に規定する申請書について適用し、一部施行日前に提出した旧条例第43条の8第1項、第46条の2第1項及び附則第9条の3各項に規定する申告書、旧条例第46条第1項及び第46条の2第2項に規定する申出書又は旧条例第56条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第72条の2第2項第2号及び第72条の3第2項第1号の規定は、一部施行日以後に提出する新条例第72条の2第2項並びに第72条の3第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、一部施行日前に提出した旧条例第72条の2第2項並びに第72条の3第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第6条 新条例第116条の2の2第2項第1号の規定は、一部施行日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、一部施行日前に提出した旧条例第116条の2の2第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

（入湯税に関する経過措置）

第7条 新条例第117条の7の規定は、一部施行日以後に行われる同条の規定による申告について適用し、一部施行日前に行われた旧条例第117条の7の規定による申告については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第8条 新条例第117条の21第2項第1号の規定は、一部施行日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、一部施行日前に提出した旧条例第117条の21第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第58号

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例

第1条 金沢市学校設置条例（昭和40年条例第1号）の一部を次のように改正する。
別表金沢市立味噌蔵町小学校の項の次に次のように加える。

金沢市立兼六小学校	金沢市兼六元町7番15号	
-----------	--------------	--

第2条 金沢市学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表金沢市立材木町小学校の項及び金沢市立味噌蔵町小学校の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

金沢市社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第59号

金沢市社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

金沢市社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「30歳以上の者であって、」を削り、「もの」を「者」に改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

金沢市国民健康保険条例及び金沢市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第60号

金沢市国民健康保険条例及び金沢市介護保険条例の一部を改正する条例

(金沢市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 金沢市国民健康保険条例(昭和34年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第32条の2第1項第1号中「及び住所」を「、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「及び個人番号」を加える。

第35条第1項第2号イ(オ)中「はり付ける」を「貼り付ける」に改め、同条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第36条第1項第1号中「これ」を「これら」に改め、同条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

(金沢市介護保険条例の一部改正)

第2条 金沢市介護保険条例(平成12年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第4号中「これ」を「これら」に改め、同条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)」に改める。

第12条第1項第4号中「これ」を「これら」に改め、同条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第61号

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例の一部を改正する条例

(金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例の一部改正)

第1条 金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例(平成12年条例第11号)の一部を次のように改正する。

目次中「第9条」を「第9条の2」に改める。

第1条中「本市の美しい景観を生かす」を「本市特有の自然地形、歴史的要素等守るべきものを保全し、地域の良好な環境を確保する」に改める。

第3条中「事業者」を「事業者がそれぞれの責務を自覚の上、これらの者」に改める。

第4条に次の1項を加える。

3 市は、基本理念にのっとり、事業者と住民等との協議の迅速かつ適切な調整に努めるものとする。

第6条に次の1項を加える。

2 事業者は、基本理念にのっとり、開発事業を行うに当たっては、自らも地域社会の一員として、近隣の住民等及び本市への早期の情報提供並びに当該住民等との紛争の予防及び解決に努めなければならない。

第2章中第9条の次に次の1条を加える。

(専門部会)

第9条の2 審議会に、必要な事項を専門的に調査研究するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、専門委員若干人で組織する。

3 専門委員は、審議会の委員のうちから、市長が委嘱する。

第12条第5項を同条第9項とし、同条第4項中「うえ」を「上」に改め、同項を同条第8項とし、同条第3項を同条第7項とし、同条第2項中「までに、」の次に「第3項の規定による周知の内容、第4項の規定による問合せの内容及び当該問合せに対する対応の内容、前項の規定による協議の結果その他」を加え、同項ただし書中「この限りでない」を「本文の規定による届出があったものとみなす」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項中「前条の規定により締結されたまちづくり協定に係る区域（以下「協定区域」という。）」を「協定区域」に改め、「ときは」の次に「、自らが行う開発事業が協定区域のまちづくりに影響を及ぼすことを認識するとともに」を加え、同項に後段として次のように加える。

当該開発事業が完了した後においても、同様とする。

第12条第1項を同条第2項とし、同項の次に次の3項を加える。

3 事業者は、協定区域内において、開発事業（法第58条の2第1項各号に掲げる行為に該当するものを除く。）を行おうとするときは、第6項の規定による届出の日の14日前までに、当該協定区域内の住民等に当該開発事業について周知しなければならない。

4 事業者は、協定区域内の住民等から当該開発事業に関する問合せがあったときは、誠実に対応しなければならない。

5 事業者は、協定区域内における開発事業について、前条第1項の規定により市長とまちづくり協定を締結した当該協定区域内の住民等の代表者として市長が定める者（以下「代表者」という。）から協議の要請があるときは、これに応じなければならない。

第12条に第1項として次の1項を加える。

前条の規定により締結されたまちづくり協定に係る区域（以下「協定区域」という。）内の住民等は、当該まちづくり協定の内容を十分に理解し、これを遵守しなければならない。

第12条の次に次の2条を加える。

(自主的合意形成)

第12条の2 協定区域内において、開発事業を行おうとする事業者及び代表者（以下「関係当事者」という。）は、前条第5項の規定による協議においては、相互の立場を尊重し、自主的に合意に至ることを基本とする。

(まちづくり協定の遵守に係る関係当事者間の協議の調整)

第12条の3 関係当事者は、前条の規定に基づく自主的な合意形成の過程において、繰り返し協議を行ったにもかかわらず、合意に至らない場合は、当該協議の調整を市長に要請することができる。

2 前項の規定による要請は、開発事業に着手する日までに行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による要請を受けたときは、必要に応じて、関係当事者と協議の上、調整を行うものとする。

4 市長は、前項の規定による調整を行うため必要があると認めるときは、関係当事者に対し、出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 市長は、第3項の規定により調整を行う場合は、必要に応じて、審議会の意見を聴くことができる。

第14条第1項中「あらかじめ」を「自らが行う開発事業が近隣のまちづくりに影響を及ぼすことを認識の上、」に、「)を」を「)を作成し、あらかじめ」に改め、同条第4項中「問い合わせ」を「問合せ」に改め、同条第5項中「直ちに」を削り、「問い合わせ」を「問合せ」に改め、同条に次の1項を加える。

7 市長は、前項の規定により助言又は指導を行う場合は、必要に応じて、審議会の意見を聴くことができる。

第14条の次に次の1条を加える。

(特定関係当事者間の意見等の調整)

第14条の2 市街化区域内において、前条第1項各号に掲げる開発事業を行おうとする事業者及び近隣の住民等(以下「特定関係当事者」という。)は、特定関係当事者間の当該開発事業についての意見等の調整を市長に要請することができる。

2 前項の規定による要請は、前条第5項の規定による報告書の提出の日までに行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による要請を受けたときは、必要に応じて、特定関係当事者と協議の上、調整を行うものとする。

4 市長は、前項の規定による調整を行うため必要があると認めるときは、特定関係当事者に対し、出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 市長は、第3項の規定により調整を行う場合は、必要に応じて、審議会の意見を聴くことができる。

第15条中「前条第2項」を「第14条第2項」に改める。

(金沢市における土地利用の適正化に関する条例の一部改正)

第2条 金沢市における土地利用の適正化に関する条例(平成12年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第5条第5項を同条第9項とし、同条第4項中「うえ」を「上」に改め、同項を同条第8項とし、同条第3項を同条第7項とし、同条第2項中「までに、」の次に「第3項の規定による周知の内容、第4項の規定による問合せの内容及び当該問合せに対する対応の内容、前項の規定による協議の結果その他」を加え、同項ただし書中「次条第1項」を「第6条第1項」に、「この限りでない」を「本文の規定による届出があつたも

のとみなす」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項中「前条の規定により締結された土地利用協定に係る区域（以下「協定区域」という。）」を「協定区域」に改め、「ときは」の次に「、自らが行う開発事業が協定区域の土地利用に影響を及ぼすことを認識するとともに」を加え、同項に後段として次のように加える。

当該開発事業が完了した後においても、同様とする。

第5条第1項を同条第2項とし、同項の次に次の3項を加える。

- 3 事業者は、協定区域内において、開発事業（法第58条の2第1項各号に掲げる行為に該当するものを除く。）を行おうとするときは、第6項の規定による届出の日の14日前までに、当該協定区域内の住民等に当該開発事業について周知しなければならない。
- 4 事業者は、協定区域内の住民等から当該開発事業に関する問合せがあったときは、誠実に対応しなければならない。
- 5 事業者は、協定区域内における開発事業について、前条第1項の規定により市長と土地利用協定を締結した当該協定区域内の住民等の代表者として市長が定める者（以下「代表者」という。）から協議の要請があるときは、これに応じなければならない。第5条に第1項として次の1項を加える。

前条の規定により締結された土地利用協定に係る区域（以下「協定区域」という。）内の住民等は、当該土地利用協定の内容を十分に理解し、これを遵守しなければならない。

第5条の次に次の2条を加える。

（自主的合意形成）

第5条の2 協定区域内において、開発事業を行おうとする事業者及び代表者（以下「関係当事者」という。）は、前条第5項の規定による協議においては、相互の立場を尊重し、自主的に合意に至ることを基本とする。

（土地利用協定の遵守に係る関係当事者間の協議の調整）

第5条の3 関係当事者は、前条の規定に基づく自主的な合意形成の過程において、繰り返し協議を行ったにもかかわらず、合意に至らない場合は、当該協議の調整を市長に要請することができる。

- 2 前項の規定による要請は、開発事業に着手する日までに行わなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による要請を受けたときは、必要に応じて、関係当事者と協議の上、調整を行うものとする。
- 4 市長は、前項の規定による調整を行うため必要があると認めるときは、関係当事者に対し、出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 市長は、第3項の規定により調整を行う場合は、必要に応じて、審議会の意見を聴くことができる。

第6条第1項中「あらかじめ」を「自らが行う開発事業が周辺の土地利用に影響を及ぼすことを認識の上、」に、「）を」を「）を作成し、あらかじめ」に改め、同条第4項中「近隣」を「周辺」に、「問い合わせ」を「問合せ」に改め、同条第5項中「直ちに」を削り、「問い合わせ」を「問合せ」に改め、同条に次の1項を加える。

7 市長は、前項の規定により助言又は指導を行う場合は、必要に応じて、審議会の意見を聴くことができる。

第6条の次に次の1条を加える。

(特定関係当事者間の意見等の調整)

第6条の2 市街化区域以外の区域内において、前条第1項各号に掲げる開発事業を行おうとする事業者及び周辺の住民等（以下「特定関係当事者」という。）は、特定関係当事者間の当該開発事業についての意見等の調整を市長に要請することができる。

2 前項の規定による要請は、前条第5項の規定による報告書の提出の日までに行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による要請を受けたときは、必要に応じて、特定関係当事者と協議の上、調整を行うものとする。

4 市長は、前項の規定による調整を行うため必要があると認めるときは、特定関係当事者に対し、出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 市長は、第3項の規定により調整を行う場合は、必要に応じて、審議会の意見を聴くことができる。

第7条中「前条第2項」を「第6条第2項」に改める。

附 則

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた第1条の規定による改正前の金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（以下この項において「旧まちづくり推進条例」という。）第12条第2項の規定による届出に係る開発事業（旧まちづくり推進条例第2条第2号に規定する開発事業をいう。以下この項において同じ。）及び施行日前にされた旧まちづくり推進条例第14条第1項の規定による実施計画書の提出に係る開発事業（旧まちづくり推進条例第11条の規定により締結されたまちづくりに関する協定に係る区域内に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

3 施行日前にされた第2条の規定による改正前の金沢市における土地利用の適正化に関する条例（以下この項において「旧土地利用適正化条例」という。）第5条第2項の規定による届出に係る開発事業（旧土地利用適正化条例第2条第2号に規定する開発事業をいう。以下この項において同じ。）及び施行日前にされた旧土地利用適正化条例第6条第1項の規定による実施計画書の提出に係る開発事業（旧土地利用適正化条例第4条の規定により締結された土地利用に関する協定に係る区域内に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第62号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する
 条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

70	福久町地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画福久町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	---------------	---

別表第2に次の1号を加える。

70 福久町地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
全域	用途の制限	(1) 畜舎又はサイロ (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 法別表第2（に）項第3号に掲げる運動施設 (4) ホテル、旅館、自動車教習所、カラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る。）、劇場、映画館、演芸場、観覧場又は倉庫業を営む倉庫 (5) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (6) 事務所の用途及び店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの (7) 法別表第2（り）項第3号及び第4号に掲げる建築物 (8) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの（自動車修理工場を除く。） (9) 葬儀場 (10) 風営法第2条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる営業の用に供する建築物
	壁面の位置の制限	1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地、水路若しくは農道（以下この表において「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。 (1) 道路境界線又は隣地若しくは農道の境界線については、1メートル (2) 水路の境界線については、2メートル 2 この表の規定の施行の際現に建築物が存する敷地に係る建築物については、前項の規定は、適用しない。

	垣又は柵の構造の制限	隣地等に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該隣地等の境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと透過性のフェンスとを組み合わせたもの
--	------------	--

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第63号

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

金沢市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「当該損害補償」を「当該年金である損害補償」に、「掲げる年金である給付」を「掲げる当該法律による年金である給付」に改め、同項の表を次のように改める。

(1) 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。）	0.73
--	---	------

(2) 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.81）
(3) 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
(4) 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.81）
(5) 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。）	0.80
(6) 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87

附則第5条第2項中「、当該損害補償」を「、当該年金である損害補償」に、「から当該損害補償」を「から当該年金である損害補償」に改め、同項の表を次のように改める。

(1) 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	(1) 障害厚生年金等	0.86
	(2) 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
(2) 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	(1) 障害厚生年金等	0.91（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90）
	(2) 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91）
(3) 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	(1) 障害厚生年金等	0.83
	(2) 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
(4) 障害補償年金（第18条の2に規定する公務	(1) 障害厚生年金等	0.89（第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつて

上の災害に係るものに限る。)	(2) 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	は、0.88) 0.92（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.91)
	(5) 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	(1) 遺族厚生年金等 (2) 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金（以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金
(6) 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	(1) 遺族厚生年金等	0.89
	(2) 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.92

附則第5条第3項中「当該損害補償」を「当該年金である損害補償」に、「年金である給付の2が支給される」を「法律による年金である給付の数が2である」に、「当該年金である給付」を「当該法律による年金である給付」に改め、同項の表を次のように改める。

(1) 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	(1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金である保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金である保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金である給付のうち障害年金（以	0.89

	下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。)	
(2) 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	(1) 旧船員保険法による障害年金	0.83(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82)
	(2) 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82)
	(3) 旧国民年金法による障害年金	0.93(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.92)
(3) 障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	(1) 旧船員保険法による障害年金	0.74
	(2) 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	(3) 旧国民年金法による障害年金	0.89
(4) 障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	(1) 旧船員保険法による障害年金	0.83(第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)
	(2) 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83(第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)
	(3) 旧国民年金法による障害年金	0.93(第1級又は第2級の障害等級に該

		当する障害に係る障害補償年金にあっては、0.92)
(5) 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	(1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金である保険給付のうち遺族年金	0.80
	(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金である保険給付のうち遺族年金	0.80
	(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金である給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
(6) 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	(1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金である保険給付のうち遺族年金	0.87
	(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金である保険給付のうち遺族年金	0.87
	(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金である給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.93

附則第5条第4項中「当該損害補償」を「当該年金である損害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第5項を次のように改める。

- 5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金である給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金である給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金である給付の額（当該法律による年金である給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88

附則第5条第6項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第8条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の左欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金である給付」を「当該法律による年金である給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 改正後の金沢市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）附則第5条

の規定は、平成27年10月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた金沢市消防団員等公務災害補償条例第19条の2に規定する年金である損害補償（以下「年金である損害補償」という。）及び同条例第4条第2号に規定する休業補償（以下「休業補償」という。）並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金である損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金である損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の附則第5条の規定により支給された年金である損害補償及び休業補償は、新条例による年金である損害補償及び休業補償の内払とみなす。

平成27年(2015年)12月21日	印刷	発行人	金 沢 市
平成27年(2015年)12月21日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄